

令和元年度 第1回 函南町地域公共交通会議 次第

日時 令和元年6月3日(月)

午後1時30分～

場所 函南町役場2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員自己紹介

5 会長・副会長の選出

6 議 事

(1)地域公共交通網形成計画について(資料1)

(2)地域公共交通網形成計画策定に向けた取り組みについて(資料2)

(3)その他

7 その他連絡事項

8 閉 会

函南町地域公共交通会議 委員名簿

No.	委員区分	所属組織等	役職	氏名	出欠
1	(1) 町長又はその指名する者	函南町	副町長	佐野 章夫	出席
2	(2) 公募により認められた町民又は利用者の代表	(一般公募)		山口 雅之	出席
3		函南町社会福祉協議会	会長	三井田 初枝	出席
4		函南町民生児童委員協議会	会長	高橋 敏行	代理：副会長 長倉良幸
5		函南町区長会	会長	鈴木 昭男	出席
6		函南町区長会	副会長	佐口 則保	出席
7	(3) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者	国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局	首席運輸企画 専門官	久保田 素広	出席
8	(4) 静岡県の関係行政機関の職員	静岡県交通基盤部 都市局地域交通課	課長	大倉 篤	出席
9		静岡県交通基盤部 沼津土木事務所	所長	原 広司	出席
10	(5) 一般社団法人静岡県バス協会の会長又はその指名する者	一般社団法人 静岡県バス協会	専務理事	平野 洋一	欠席
11	(6) 商業組合静岡県タクシー協会の理事長又はその指名する者	商業組合静岡県タクシー協会 沼津・三島支部	協会員	山田 良生	代理：伊豆箱根交通 ㈱運行営業部次長 杉崎和生
12	(7) 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその指名する者	伊豆箱根バス株式会社	常務取締役	岩田 晃	代理：伊豆箱根バス ㈱取締役営業部長 田中万砂久
13		株式会社東海バス沼津支店	代表取締役	清水 修	欠席
14		函南タクシー株式会社	代表取締役	鈴木 智善	出席
15	(8) 前各号に掲げる者のほか、公共交通会議の運営上町長が必要と認める者	東海旅客鉄道株式会社	JR 東海三島 駅長	青山 学	出席
16		伊豆箱根鉄道株式会社	鉄道部長	藤田 浩行	代理：伊豆箱根鉄 道㈱鉄道部次長 鈴木 正
17		三島警察署 交通課	課長	土屋 直也	出席
18		NPO 法人「ひと育て・モノづくり・まちづくり達人ネットワーク」	理事長	伊豆原 浩二	出席
19		函南町商工会	会長	八木戸 一重	出席

事務局	所属	役職	氏名
	総務部	部長	梅原 宏幸
	総務部総務課	課長	杉山 浩巳
	総務部総務課	係長	佐野 松太郎
	総務部総務課	係長	浅沼 聡
	総務部総務課	主査	原 隆雄

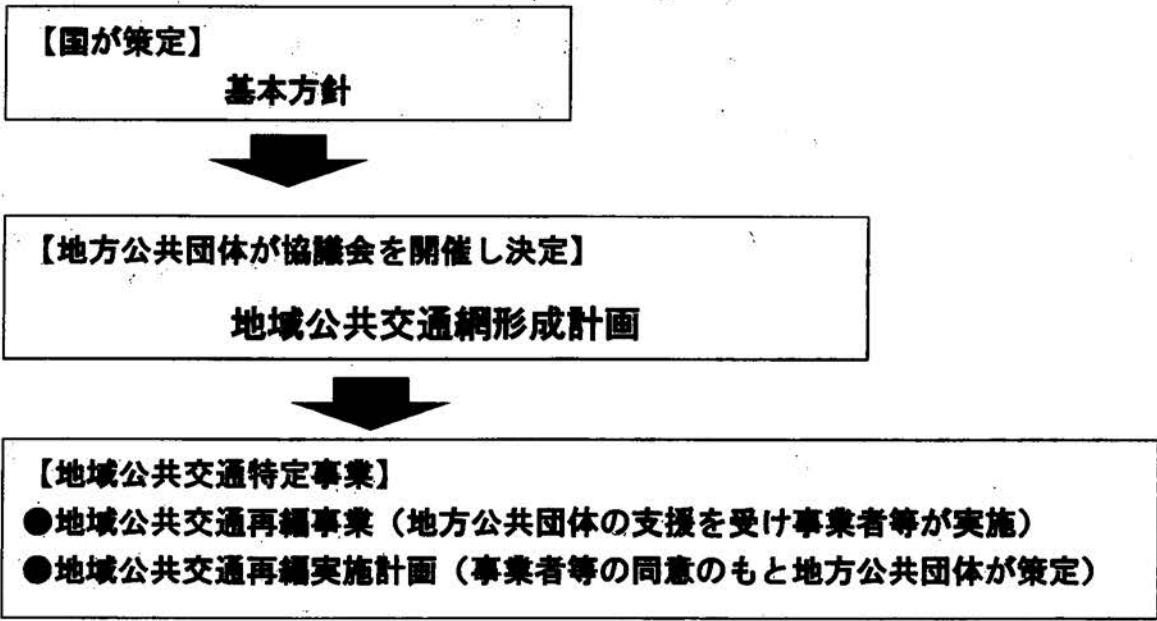
1. 地域公共交通網形成計画とは

法的根拠

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（「活性化再生法」）第5条第1項

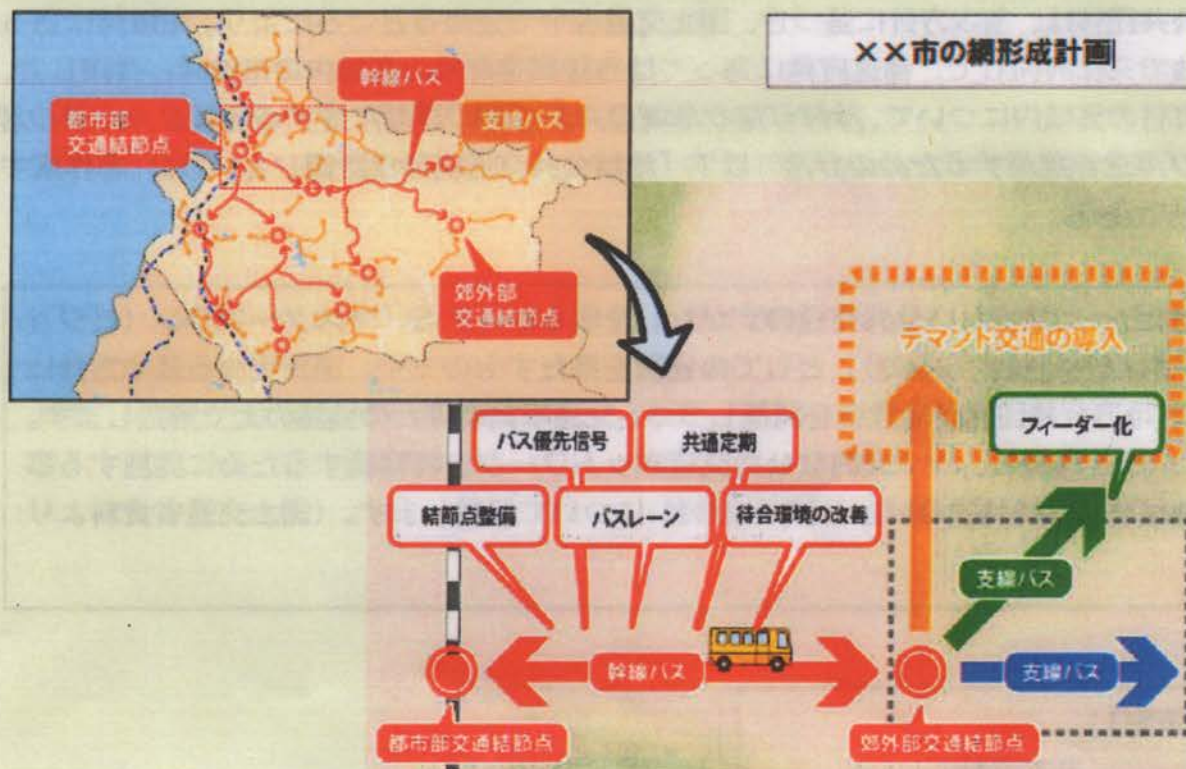
地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、**持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画**（以下「地域公共交通網形成計画」という。）を作成することができる。

「地域にとって望ましい公共交通のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン+事業体型を記載するもの）」としての役割を果たすものです。国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定します。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業（地域公共交通特定事業など様々な取組）について記載します。（国土交通省資料より抜粋）



■公共交通網形成計画・・・公共交通ネットワークを具体化・明確化する計画

対象区域における幹線・支線・交通結節点を位置づけるなど、ネットワークの形成イメージを具体的に記載します。具体的な運行事業者やダイヤなど運行計画の記載までは求められていません。



出典：地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き

2. 網形成計画の記載事項

記載事項 (法第5条第2項)	概要
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と其中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理します。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定します。
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定します。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像・具体的なサービス水準を定めます。併せて、その実現に必要な事業、実施主体を整理します。
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てます。
⑥計画期間	原則5年程度。(地域の実情に合わせて設定可)
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項。

